

《 市 制 2 0 周 年 記 念 事 業 》

令和7年度

加東市まちづくり活動費補助金(応募活動分)

公募要領

まちづくり活動を募集します!!

みなさまの手で、加東市をより元気なまちに!



加東市マスコット 加東伝の助

加東市 市民協働部 人権協働課



公募期間

令和7年8月1日(金)から8月22日(金)まで

令和7年度加東市まちづくり活動費補助金(応募活動分) 市制20周年記念事業 公募要領

1 目的

市制20周年記念事業として、10年、20年先のまちの未来を見据え、地域の活性化、協働のまちづくりを推進するため、市民の皆さんが「自ら考え、行う」活動を支援します。

2 補助内容(コース、対象、条件等)

コース名	テーマ解決コース ～市制20周年記念事業～
対象団体	市内に活動拠点をもち、構成員が概ね5名以上、かつ、その代表者と構成員の半数以上が加東市に在住・在勤・在学している者である団体
対象活動	次のテーマに合致する活動で、広域的又は公益的に行うもの ★市制20周年を記念する事業 市制20周年を市民の皆さんと祝うとともに、市の歩みを振り返ることで、ふるさと加東への誇りや愛着を深める市民活動や地域の活性化を図る活動をとおして、公共性のある市民活動を実施する団体活動を支援します。 ＝活動例＝ 記念イベントの開催、記念誌の刊行など
補助率	補助対象経費の100%
補助上限額 (予算の範囲内)	300,000円
補助年限	1年間
補助条件	○令和7年度の活動は、令和8年3月末までに完了するものとします。 ○営利目的、政治的または宗教的な活動は対象外とします。 ○国・県・市などの補助金の交付を受ける活動は対象外とします。 ○慣例的な活動や団体の内部に止まる活動は対象外とします。 ※希望者が活動や催しに参加できる、または活動の成果が広く市民に共有・還元されるものを対象とします。(合理的な理由による制限(例:人数、対象年齢)は可。)

3 補助対象経費

対象となる活動に必要な経費のうち、市が認めるものを対象とします。

<補助対象となる支出(例)>	<補助対象とならない支出(例)>
(1) 使用料(施設使用、自動車借上げ、機器使用等) ※制限あり (2) 消耗品費(用紙、文房具等) (3) 印刷製本費(チラシ、プログラム印刷等) (4) 食糧費(弁当、飲料等)※制限あり (5) 原材料費(食材、資材等) (6) 賞品代 ※制限あり (7) 備品代 ※制限あり (8) 謝礼(講師・出演者への謝礼等) (9) 交通費 ※制限あり (10) 委託費 ※制限あり (11) 役務費(手数料、郵送料等) ※制限あり (12) その他活動に必要なと認められる経費	(1) 土地や建物(完成品)の購入費、賃借料 (2) 酒類の代金 (3) 報酬、賃金、手当 (4) 補助金、負担金 (5) 寄付金

判断に迷う場合はお問い合わせください。

※制限について

使用料: 団体又は団体構成員が所有している施設等の使用料や借上げ料は対象外

食糧費: 補助対象経費の3分の1以下(弁当等1人900円以下、飲み物1人160円以下)

賞品代: 補助対象経費の2分の1以下(1人300円以下)

備品代: 合計20,000円以下

交通費: 活動日の移動で、公共交通機関の利用に係るもの。(宿泊費は対象外とします。)

委託費: 補助対象経費の2分の1以下

役務費: 利用明細書及び引き落としがあったことがわかる通帳の写し等を提出できるもの。

4 応募手続き

(1) 交付申請書類の提出 【公募期間: 令和7年8月1日(金)から8月22日(金)まで】

①加東市まちづくり活動費補助金(応募活動分)交付申請書、②収支予算書、③事業の実施計画、

④団体概要調書、⑤団体構成員名簿

※その他、団体や活動の内容がわかる資料(規約、チラシ等)があれば提供してください。

⇒ 交付決定

(2) 補助金請求書の提出 ⇒ 補助金交付(概算払い)

☆活動中に、活動内容等の変更が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。

(3) 実績報告書類の提出 ⇒ 補助金額の確定

5 活動発表

年度末、パネル展示による活動発表をしていただく可能性があります。活動内容をまとめたものを作成できるよう、活動の効果や参加者数の把握、写真の撮影等をお願いします。詳細については、あらためてご案内します。

6 注意事項

市担当者が活動場所等への立入りをを行い、活動内容や購入品等を確認する場合があります。

7 提出・お問い合わせ先

加東市市民協働部人権協働課市民協働係(庁舎1階)

〒673-1493 加東市社50番地 電話:0795-43-0544

FAX:0795-42-1735 Eメール:kyoudou@city.kato.lg.jp

◎申請書類はホームページからもダウンロードできます。

ホーム > 各課のご案内 > 市民協働部 > 人権協働課 > 市民協働係 > 協働のまちづくり

市ホームページ

